

事業対象者と短期集中リハビリテーションサービス

西尾市では今年度から、新たに介護保険の要介護認定で要支援と判定された方や事業対象者に対して短期集中リハビリテーション事業を開始しています。当部会はこの仕組みづくりに関わらせていただきました。そこで少しご紹介したいと思います。事業対象者という言葉は聞きなれないかもしれませんね。事業対象者とは正式には「介護予防・生活支援サービス事業対象者」といいます。

今までは、介護予防が必要な方にサービスを提供する場合に要介護認定を受ける必要がありました。この場合には結果が出るまでに約1か月かかります。判定が出てから必要な介護予防のサービスを利用する機会が多いので、介護予防が必要な方をお待たせすることが問題となっていました。そこで早く介護予防に取り組むことができるように新たにできた制度です。

事業対象者としてサービスを利用するためには、西尾市役所等の市の窓口や地域包括支援センターで相談をすることが必要です。この相談の際には、基本チェックリストという質問用紙を使い日常生活の様子や身体機能の状態、栄養状態、外出頻度などを確認し、介護予防の必要性を確認していきます。

短期集中リハビリテーションサービスは、まず理学療法士や作業療法士がご自宅に訪問させていただきます。そこで実際に普段の生活の様子を確認させていただき、生活する上でやりにくくなってきたことなどを確認しながら、改善するための対策を提案いたします。そこで「何ができるようにしたいのか」や「解決したい問題」など希望を伺い、半年後に達成できそうな目標を相談しながら一緒に作っていきます。

身体機能の改善のために運動や動作の練習などを行いますが、半年間は週1回、短期集中リハビリテーションを提供する施設に通っていただきます。時間は90分で、理学療法士、作業療法士等から個別に指導を受けながら運動を行っていきます。

この事業はおおむね半年間で終了いたしますが、最後の月には再度自宅訪問をさせていただき、目標を達成したかを確認し、元気な状態を維持するためご自宅で行う運動のアドバイスも行います。

卒業後に運動する機会を減らさないように地域包括支援センターと一緒に相談しまちの運動教室や各地にあるサロンなどにつなげることもいたします。

現在、このサービスを提供する施設は4か所あり曜日も時間も様々です。詳しくは各地域包括支援センターまでお問い合わせ下さい。（部会長 藤田正之）

